

令和5年9月28日

岐阜市立常磐小学校 御中

名鉄保険サービス株式会社
岐阜営業所 川嶋
TEL:058-248-3522
FAX:058-248-3460

傷害保険 保険料 ご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社業務に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、みだしの件につきまして 修学旅行に伴う保険料をご案内申し上げます。
どうぞ よろしく願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 行事名 修学旅行 (京都・奈良)
- 2. 実施日 令和5年11月21日 ~ 22日 (1泊2日)
- 3. 参加者数 60名様 (生徒 55名様 先生 5名様)

4. 補償内容と保険料

	国内旅行傷害保険	※学校旅行総合保険	合計
死亡・後遺障害	400万円	100万円	500万円
入院保険金日額	3,000円	規定による	3,000円+規定分
通院保険金日額	2,000円		2,000円
個人賠償(免なし)		5,000万円	5,000万円
→ 救援者費用		25万円	25万円
↗ 学校緊急費用		20万円	20万円
食中毒	含む	含まない	
期間	1泊2日まで	1泊2日まで	
人数制限	なし	なし	
適用範囲	自宅~自宅	自宅~自宅	
1名様あたり保険料	200円	100円	300円
合計保険料	12,000円	6,000円	18,000円

保護者が
急におかえり来
る際の費用

教員が現地
でタクシーなど
利用して見舞
病院に行かせる
ほどの費用

※ 救援者費用は、旅行行程中に病院で受診(入通院)する必要があります。
一旦ご自宅に戻られてから病院で受診(入通院)されても対象になりません。

以上

○保険の補償期間

令和5年11月21日～令和5年11月22日

(修学旅行当日、ご自宅を出発してから、翌日帰宅するまでの間)

○修学旅行中の偶然なケガに対する補償 (食中毒にも対応)

死亡・後遺障害 500万円

入院日額 3000円

通院日額 2000円

○個人賠償責任保険 5,000万円

旅行中にあやまって、他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合の補償

○救援者費用 25万円

旅行期間中に発症した病気やケガを直接の原因として、保険期間中に医師の治療を受けかつ、その後の旅行が全く続けられなくなり、旅行を途中で取りやめ団体から離脱して帰宅する事になった場合に、保護者や代理人が救援のため現地へ急行する費用を補償 (ご自宅から現地までの往復高速料金とガソリン代や公共交通機関の運賃等、保険会社の規定により保険会社が認めた範囲が対象、ただし、保険の対象者1名に対して2名までが限度)

※救援者費用保険金の支払要件

①旅行中に発症した病気やケガが原因であること

旅行前から発病していた疾病や既往症 (てんかんや喘息など) による場合は対象外
旅行期間中に発病した疾病かは、医師の診断により判断いたしますので、病院の診断書もしくは病院での治療費領収書コピーをご提出ください

②旅行中に医師の治療を受けている事

旅行中に医師の治療を受けておらず、帰宅後に受診した場合は対象外

③その後に予定していた旅行が全く不可能となっていること

休養や隔離のため一時的に団体から離れたものは、予定していた旅行が全く不可能になったとはみなされず対象外

※対象外例：現地の病院を受診後ホテルで静養し、団体と一緒に帰宅した場合

治療を受けずに
帰宅しようとして
救援者費用は
補償されないので
注意